

〔中島謙二議員登壇、拍手〕

▼○中島謙二議員▽ おはようございます。自民党議員連盟の中島謙二でございます。

ただいまより、あらかじめ通告しておりました5項目について一般質問を行いますので、知事を始め関係部長の前向きな御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず初めに、指定管理者制度について伺います。

指定管理者制度は2003年、平成15年6月13日公布、同年9月2日に施行された地方自治法の一部改正により、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設管理運営を、住民サービスの向上や経費削減を図る観点から、学校基本法等、個別法で制限されている場合を除き、株式会社を始めとした営利企業、財團法人、NPO法人、市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることのできる制度であり、改正前の規定により管理委託している施設については、施行日から3年間の経過措置期間中に指定管理者制度に移行することが必要となつたため、島根県においては平成16年9月議会で条例改正が行われ、平成17年4月から一斉導入されております。

そこで、まず島根県における指定管理者制度導入状況について伺います。

また、指定管理者の選定については、発足当時は全施設公募で行うことになっておりましたが、現在は一部非公募となっております。その公募、非公募の基準はどうなっているのか、なぜ一部の施設は非公募となっているのか、あわせて総務部長に伺います。

この指定管理者制度は、先ほど述べましたように、その主な目的は利用時間の延長など、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上、及び運営管理経費の削減による地方公共団体の負担の軽減にあるとされておりますが、島根県においては指定管理者制度導入により、どのような利用者の利便性の向上及び運営経費削減があったのか、その状況を伺います。

一方、指定管理者制度には、制度の一つの狙いが運営経費と職員数の削減にあることから、行政改革の面だけが過剰に注目される、指定期間の満了後も同じ団体が管理者として継続して指定を受けられる保障はなく、選考に漏れるなどによって管理者が変更した場合は、それまでの担当職員が入れかわって

しまう可能性がある、指定期間が5年程度と短期間のため、正規職員を雇用して配置することが困難となるなど人材育成が極めて困難となり、公共施設職員としての自覚や専門性が身につかない可能性がある、指定期間の短さは、人材育成と同時に運営面での長期計画が阻まれる。医療、教育、文化など、本来なら行政が直接その公的責任を負わなければならない施設までもが指定管理者制度の対象となっているなどが、一般的に問題点として指摘されておりますが、県においては指定管理者制度の問題点についてどのように調査し、その結果どのような問題点があると考えておられるのか伺います。

また、指定期間については、施設の安定的な運営の観点から、現行5年となっている指定期間を延長する必要があるのではないか、また一定の基準を満たす場合は非公募としていいのではないかと私は考えておりますが、県はどのように考えておられるのか、あわせて伺います。

次に、6次産業化について伺います。

6次産業とは、第1次産業である農林水産業が農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料として第2次産業である加工を行い、さらに第3次産業である流通、販売までを手がけ、農林水産業を活性化させようとする取り組みであり、農業経済学者で東京大学名誉教授の今村奈良臣先生が1990年代半ばに名づけた造語ですが、現在は第1次産業である農業が衰退しては成り立たないこと、各産業の単なる寄せ集め、足し算ではなく、有機的、総合的結合を図るとして、掛け算であると今村先生は再提唱しているものであります。

その再提唱の理由について今村先生は、農地や農業がなくなれば、つまりゼロになれば、ゼロ掛ける2掛ける3イコールゼロとなり、6次産業構想は消え失せてしまうことになる。掛け算にすることによって農業、第1次産業、加工、第2次産業、さらに販売・情報、第3次産業の各部門の連携を強化し、付加価値をふやし、基本である農業部門の所得を一段とふやそうという提案を含んでいた。掛け算にすることによって農業部門はもちろん、加工部門あるいは販売流通部門、さらにはグリーンツーリズムなどの観光部門などで新規に雇用の場を広げ、農業地域における所得の増大を図りつつ、6次産業の拡大、再生の道を切り開こうということを提案したと述べておられます。

さて、この6次産業について、政府は6次産業化を推進するため、2010年、平成22年12月、6次産業化法、地域資源を活用した農林水産業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律を公布し、6次産業化が1次産業の振興や地域活性化を図る方策として進められているところであります。

また、安倍首相は日本再興戦略の中で、成長戦略の一つとして、さらには農業、農村地域の所得倍増につながる取り組みとして、6次産業化を積極的に推進しております。

このような中、国においては6次産業総合対策、6次産業化法に基づく総合化事業計画認定によるソフト、ハード事業の支援、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法成立による農林漁業成長産業化ファンド創設や県交付金、6次産業化ネットワーク活動交付金の創設などを行っておりますが、まず島根県におけるこれらの取り組みの今までの実績について、並びに島根県の6次産業化に向けての取り組み状況及び課題について、どのように考えておられるのか伺います。

また、県では国の事業における課題等から、島根県の特色に合った6次産業化に向けての基本方針といったものを定め、その基本方針に基づき、より具体的な取り組みを行っていくべきと考えますが、県はどのように考えておられるのか、農林水産部長に伺います。

ところで、農林水産省は来年度の予算要求において、都道府県に対しての6次産業化に関する交付金を大幅に増加させる方向であると伺っておりますが、その交付金が大幅に増加した場合、それだけ島根県の6次産業化への取り組みに関し、島根県の実態により即した事業、いわゆる島根県版6次産業化事業が展開できるのではないかと考えておりますが、島根県の来年度の6次産業化の新たな支援策についてどのように考えておられるのか伺います。

次に、しまね長寿の住まいリフォーム助成事業について伺います。

島根県の高齢化率は年々増加しており、全国平均より10年以上先行して進行し、平成24年には29.9%であるものが、平成27年には32.6%になると推定されております。また、島根県の住宅ストックの特徴は、老朽化住宅の割合が高いことであり、全住宅の10%程度が昭和25年以前に建設されております。

このような状況の中、先般土木部から出された資料によると、健康長寿日本一を目指す島根県において、近年家庭内の不慮の事故、転倒、転落プラス溺死による死者が漸増傾向をたどっており、平成24年は45人と、交通事故による死者数に匹敵する数字となっております。また、これらの家庭内事故の多くが住宅の整備水準が低いことに起因すると考えられますが、その死者者の9割近くが高齢者であることを考えると、住宅バリアフリー化が高齢者の居住の安定を確保する上で、さらにはいつまでも自立した健やかな老後を暮らすためにも必要であることを示しているものと考えられます。

そのため、健康長寿日本一を目指し、健康長寿しまねの推進を行っている島根県において、高齢者がいつまでも自立した健やかな老後を送っていくためにも、このような高齢者の事故等を未然に防ぐことは非常に重要であることから、健康長寿しまね推進事業を行っている健康福祉部においても、家庭での高齢者の転倒等の事故の実態を把握し、そしてその対策を行う必要があると思いますが、どのように考えておられるのか、健康福祉部長に伺います。

また、健康長寿しまねに資すると考えられるしまね長寿の住まいリフォーム助成事業について、健康福祉部としても部局横断的にPR等に積極的に取り組む必要があると思いますが、どのように考えておられるのか、あわせて伺います。

ところで、今年度までで終了する予定のしまね長寿の住まいリフォーム助成事業は、平成21年度から本格的な高齢化社会を迎える島根県において、高齢者が安全・安心な生活をするために必要とする既存住宅のバリアフリー化のため、改修工事費の一部を助成するため行われているもので、この事業の経済的効果は、直接効果約75.8億円、波及効果を含めた総合効果は112.4億円、1次波及効果は20.6億円、2次波及効果約16億円、波及効果倍率は1.48倍となっていることを土木部建築住宅課は発表しております。また、この事業がスタートしてからの利用件数は年々増加しており、平成25年度は10月までで今年度の予算額2億円に達したため、それ以降の受け付けを停止している状況にあります。

このように、これからますます高齢化を迎える島根県において、今後もこのしまね長寿の住まいリフォーム助成事業に対するニーズは依然高く、また健康長寿しまねの推進にも大きく寄与する事業と考え

られることから、来年度以降も引き続き事業を継続すべきではないかと私は考えておりますが、知事はこのしまね長寿の住まいリフォーム助成事業の来年度以降の継続についてどのように考えておられるのか伺います。

次に、税の偏在是正について伺います。

法人の活動から生じる所得に対して課税される地方税は、都道府県税の法人事業税及び都道府県と市町村が課税する法人住民税の地方法人二税があります。これら法人二税は税収の地域格差の象徴とも考えられ、大企業の本社が集中する東京都の税収が突出しております。そのため、政府は税源格差是正のため、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの暫定措置として、2008年、平成20年10月に法人事業税の約4割を国税化した上で、人口と従業者数により税収の少ない地方にも再配分する地方法人特別税・譲与税制度を導入し、その措置により都道府県間の税収格差についてはある程度改善されておりますが、なお東京都の住民1人当たりの法人二税の収入は、最少の奈良県の5.3倍に達し、地方税収全体では最多の東京都が最少の沖縄県の2.5倍となっているなど、依然として大きな地域格差が存在しております。

さらに、市町村間の格差は2011年度、平成23年度の住民1人当たりの地方税収で比較すると、最多の北海道泊村と最少の鹿児島県伊仙町で39倍の開きがある状況であります。

一方、消費税率は来年4月から、今の5%から8%への引き上げが予定されておりますが、地方消費税は法人二税と比較すると偏在度が小さいため、税率引き上げにより住民1人当たり税収の格差は緩和されると考えられます。しかし、同時に地方法人特別税・譲与税制度を廃止すると、地方自治体同士の税収格差がさらに広がると考えられております。

また、消費税法の一部を改正する法律においては、地方税制について地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革にあわせて抜本的に見直しを行う。税制の抜本的な改革による地方消費税の充実とあわせて、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には国と地方の税制全体を通じて幅広く検討すると規定され

ております。

こうした中、総務省地方財政審議会の地方法人課税のあり方等に関する検討会は先日、地方自治体同士の税収格差を縮小するため、法人事業税より偏在性が大きい法人住民税の一部を地方交付税の原資とし、地方に再配分する新たな税制案をまとめ、都市と地方の税収格差を解消するよう提言を行っております。この提言によれば、格差が最大1.8倍と比較的小さく、税収も安定している消費税収が増加することに加え、地域格差の大きい法人住民税の一部が交付税原資化され、再配分されることにより、格差是正や地方税収の安定化が期待できるものと考えられます。

これに対し、税収が減少する東京都など都市部では反発を強めている中、先般開催された全国知事会においても、格差是正の議論がされているようありますが、こうした税収格差是正の議論の状況について伺うとともに、今回の法人住民税の地方交付税原資化による格差是正案について、島根県知事としてどのように考えておられるのか、知事の所感を伺います。

最後に、島根原子力発電所2号機の新基準適合性確認審査について伺います。

先般、中国電力株式会社は、11月21日、島根原子力発電所2号機について、原子力規制委員会による新基準適合性確認審査を受ける準備が整ったため、島根県、松江市及び中国電力の3者による安全協定6条に基づき、審査の申請事前了解願を島根県及び松江市に提出し、翌22日に島根原子力発電所2号機事前了解願申し入れに係る説明会を開催しております。私も22日に開催された島根原子力発電所2号機事前了解願申し入れに係る説明会に出席し、中国電力株式会社から原子力発電所の新規制基準、島根原子力発電所2号機の新規制基準への対応、島根原子力発電所の安全対策の実施状況等について詳しく説明を聞いたところであります。さまざまな安全対策やシビアアクシデント対策が講じられているとの印象を受けたところであります。

この原子力発電所の新規制基準適合性確認審査は、全国的には既に5電力、7発電所、14基の原子炉の審査が原子力規制庁により進められているところであり、東京電力福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型の原子力発電所、BWRとしては島根原子力発電所2号機が東京電力柏崎原発に続く2番目の申

請となります。私は原子力発電所については、稼働を認めるか認めないかという問題以前に、まず福島原子力発電所の事故を踏まえた新規制基準による確認をしっかりと受け、早期に安全性を確保していくことが非常に重要ではないかと考えております。

そのような中、知事はさきの9月県議会で、中国電力株式会社から新規制基準適合性確認申請に係る事前了解願があった場合には、県議会や安全対策協議会などで説明を受けた上で、関係者の意見をよく聞いて手続を最終的に決めたいと述べておられます。さらに、県外の出雲市、安来市、雲南市や鳥取県、米子市、境港市と覚書を締結され、事前了解など島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をする際には、それぞれの自治体に説明し、それぞれの自治体から意見等の提出があった場合には、国や中国電力に対してその意見等を届けることとしておられます。最後に実際に中国電力株式会社から事前了解願が出てきた現段階において、知事は具体的にどのような手続を経て対応していかれるのか伺います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

▼○議長（五百川純寿）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中島議員の御質問にお答えをいたします。

私への最初の質問は、しまね長寿の住まいリフォーム助成事業の来年度以降の継続についてどう考えるかと、こういう御質問であります。

議員も御紹介になったわけですが、この助成事業は平成21年度から開始し、今年度で5年になるわけでございます。この助成制度は、島根県では古い住宅の割合が非常に高い、あるいは住宅内での不慮の事故が多いといったことから、助成事業に対するニーズは非常に高く、多くの県民の方々の利用があります。そして、手すりの設置でありますとか段差の解消などによりまして、住まいの安全性の向上に寄与しておると考えております。

そういうことでございますから、来年度以降のこの事業のあり方につきましては、今後の予算編成の過程で関係の皆様の御意見などもよくお聞きしながら、検討してまいりたいというふうに考えておるところです。方向としては大事な事業でありますので、よくよく検討して対応したいと、こうい

うことであります。

次は、地方税に係ります地方団体間の税収の格差の問題でございます。現在の議論の状況と今回の法人住民税、地方交付税原資化等についての所感を聞くと、こういう質問であります。

地方税収は法人課税を中心に、本社機能が集中している東京など大都市に偏在をするといった問題がずっと続いているわけであります。国はこうした格差を是正するために、平成20年度に大都市に集中する法人所得に対する地方税、この場合は法人事業税でありましたが、の一部を国税に移管をして、国税と徴収をしてそれを譲与税として、人口等によりまして再配分をするという措置を導入をしたわけであります。そのときには、議員も御紹介になったわけでありますけども、地方消費税等、偏在性の少ない税制が導入するような場合には、よく検討するという規定が織り込まれておるわけであります。

そこで、東京都など大都市部は地方消費税の引き上げが決まったと。地方消費税は、ほかの税に比べれば地域間の偏在性が少ないので、したがって20年度に導入した法人事業税の国税化、譲与税化を見直すべきだという主張をしておるわけであります。しかし、地方消費税は偏在性が相対的に少ないと見え、偏在性は相当大きいわけであります。大体、大都市部と地方部で1人当たりの地方消費税の収入の格差、税収の格差を比較しますと、最大で2倍ぐらいあるわけです。したがいまして、地方消費税が導入されたので地方団体間の税収の格差は大きく改善するといったことにはならんわけであります。

こうした状況を踏まえまして、総務省の地方財政審議会は検討会を設置をして、検討してきたわけであります。その案が最近になりまして公表されたわけでありますが、そこでは2つあるわけであります。1つは、地域間の偏りの大きい法人住民税ですね、今度は事業税ではなくて法人住民税の一部を国税化して、国税として徴収して、今度は地方交付税として地方に配分すると。前は法人事業税を譲与税として配分すると、こういう措置であったのですが、新たな提案をされておると。しかし、2番目に、この検討会はこの新たな再配分による格差は正が十分でない場合には、暫定的に現行の再配分制度、先ほどの法人事業税で譲与税化するということを存続すべきだという2点を出しておられるわけであります。

これに対して東京都などは反発をしておるわけであります。私としては、いつも言っておるわけでありますけれども、教育、特に初等教育あるいは社会保障、医療、介護等であります。そういうものは市町村で実施をされておるわけありますね。そういう意味で、基礎的な行政サービスは全国で地域格差が生じないよう行われるべきであると。そのためにはやはり地方税収による格差の是正を行うべきであるということですが、なかなか地方税収は経済発展の違い等によりまして、このばらつきを直すということは、地方税制そのものではなかなか難しいわけあります。

そこで、例えば譲与税を使うとか、国税で徴収して人口で配分しますと偏りが少なくなるわけあります。あるいは交付税でやるやり方もそれと似たようなことがありまして、私はこういうものをもう少し使うべきだというふうに主張しておるんです。

他方で、この税の、総務省などにおきましても、これまで地方税というものが自主財源だと。地方税をふやさないと交付税というのは国で決められるとか、そういう主張があつて、なかなか地方自治体全体として交付税をふやすとか譲与税をふやすということには、余り島根のようなところを除きますと、知事会などでも今まで多数意見では必ずしもないんです。そこで、私はなるべく島根県などと似たような県が連携をしまして、そういう主張をすべきだということでやっておるわけでございます。

しかし、今般の場合は知事会の中でも東京都などを除きますと、やはり偏在是正を強化すべきだという意見が強く出でると思います。そういう意味で税●理論によるいわば考え方だけでなく、行政の実態、地方税の偏在ということを、そういう厳しい現実に焦点を当てて、譲与税だとか交付税だとか、そういうものを活用するほうが地方にとってプラスであるというふうに考えております。

次に、中国電力からの事前了解についての御質問でございます。

規制委員会ができまして、各電力会社が国の指示に基づいて行ってきたいろんな安全対策が、規制委員会による新規制基準に適合してかどうかという確認審査をしなければならないことになっておるわけあります。中国電力は、2号機につきましてそういう適合審査を受ける準備ができたので、その申請をしたいということで申し入れが先般あったわけ

であります。

そこで、議員の御質問は、そうした段階で県として今後の手続等についてどう考えるかという御質問であります。9月議会で触れたということは、議員からも御紹介あつたわけありますけれども、基本的に9月議会で御説明した手續と変えなければならぬという考えは持っておりません。したがいまして、事前了解の審査を申請することについての事前了解の申し入れがあった現段階では、まず県議会でありますとか周辺市あるいは鳥取県の関連自治体に対しまして、中国電力がよく説明をして、その上で議会あるいは周辺市の御意見あるいは鳥取県側の御意見などをよくお聞きした上で、今回の審査のための手續をとることについて、県として了解するかどうかの判断をするというふうに考えております。

そして、中国電力から書類が規制委員会に提出をされ、実際の審査が行われるということになりますと、行われた段階で、審査が終わった段階で原子力規制委員会から審査の結果の説明を島根県、松江市あるいは周辺市、鳥取県側等々の議会を始めとする関係の方々によく説明をし、住民の方々にも説明をした上で、こうした規制委員会の審査と、あるいは電力会社の申請について最終的に了解するかどうかを判断すると、こういう2段構えでいくのが適当であるというふうに考えておるところであります。

それから、周辺市との関係におきましては、周辺市あるいは鳥取県側は安全協定を中国電力と結んでおりませんから、安全協定上、申し入れるということができないわけでありまして、周辺3市等と話し合った結果、周辺3市等の意見を私どもよくお聞きをすると。共通のものは共通のもので、なるべくすり合わせをすると。しかし、意見が違う部分につきましては、その意見がこの市から出てますということを添えて、県の回答を中国電力でありますとか、あるいは必要であれば国のほうにも申し入れるというふうに考えておるところであります。以上であります。

▼○議長（五百川純寿）▽ 楠野総務部長。

【楠野総務部長登壇】

▼○総務部長（楠野弘和）▽ 私からは、指定管理者制度について5点お答えいたします。

まず、指定管理者制度の導入状況についてであります。

公の施設につきましては、道路、学校、美術館などさまざまなものがございます。本県におきましては、生活に必要な社会基盤であります施設を除きまして、県直営でなければ運営できない施設などのどうかを検討し、施設の設置目的を効果的に達成すると認められる場合に指定管理者制度を導入しております。平成25年4月1日現在で26の施設について指定管理者制度を導入し、そのうち24の施設が平成27年度に一斉更新の予定でございます。

次に、一部施設を非公募とした基準及び理由についてでございます。

26の施設のうち、前回更新時にはしまね海洋館及び宍道湖自然館の2施設につきまして非公募といたしました。指定管理者の選定は原則公募としており、公募によらない場合の基準は設定しておりませんが、前回更新時には、しまね海洋館においてはシロイルカの出産を控えていたこと、宍道湖自然館においてはシラウオの人工繁殖の技術確立に取り組んでいたこと、いずれも施設運営の中心が水生生物の飼育、展示という業務であり、特殊技術が必要なこと、当時の施設運営が良好であった状況などを総合的に判断し、非公募とさせていただきました。

次に、指定管理者制度導入の効果についてでございます。

指定管理者制度の導入によりまして、施設利用時間、申請受け付け時間の延長、指定管理者によります会場設営等のワンストップサービスの実施、指定管理者の創意工夫によりますイベントの実施や広報宣伝活動などサービス提供体制の強化、ソフト面での充実などの効果が見られました。また、導入に合わせまして業務内容を見直し、仕様を変更したことも含め、導入前と比較し7億円程度の経費縮減効果がありました。

次に、指定管理者制度の問題点についてでございます。

県といたしましては、毎年度指定管理業務について外部委員の意見を聞きながら業務評価を行っており、施設利用者の利便性向上の観点からは、おおむね良好な管理状況であると考えております。一方、平成23年度の財政援助団体等監査や平成24年度の包括外部監査結果などにおいて、指定管理者選定などの制度運用に関し指摘や意見を受けております。また、今年度は全施設の指定管理者と制度の運用について意見交換を実施し、課題把握に努めておりま

す。これらのことから、指定管理者制度については非公募によります指定の基準設定を含めた制度運用の明確化、指定管理のあり方などが課題であると認識しております。

最後に、指定期間の長期化及び非公募についてでございます。

指定期間の長期化、非公募によります指定につきましては、いずれも安定的な運営によります施設利用者の利便性向上という効果が期待できる一方、他の事業者の参入の機会が減るという課題がございます。総合的な判断が必要と認識しております。

現在、次期の更新に向け、指定管理者制度の運用に係ります県の統一的な考え方を示しますガイドラインについて見直しに着手しております。この中で指定期間のあり方、非公募の場合の基準作成など、議員御指摘の点も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 原健康福祉部長。

〔原健康福祉部長登壇〕

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 私からは、家庭内での高齢者の転倒事故の実態と、しまね長寿の住まいリフォーム助成事業のPR等についての御質問にお答えいたします。

まず、高齢者の転倒事故の実態ですけれども、内閣府が平成22年に全国の60歳以上の男女を対象に行いました高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査によりますと、自宅内で直近の1年間に転んだことのある人は9.5%、転倒した場所につきましては庭が36.4%と最も高く、次いで屋内の居間、茶の間、寝室等の居室が30.8%、階段、廊下が22.0%、玄関、ホール等が17.4%などとなっております。

また、平成23年11月に県の健康福祉部と土木部との共同で県内のケアマネジャーを対象に行いました、高齢者の住まいに関する実態調査によりますと、住宅内の改善すべき点につきましては、廊下、玄関、トイレ等への手すりの設置、住宅内の段差の解消などの回答が多数を占めており、住まいのバリアフリー化が重要視されていることがうかがえました。

厚生労働省が平成22年に行いました国民生活基礎調査では、介護が必要となった原因の約1割が骨折、転倒によるものであり、実際県内でも骨折、転倒をきっかけに要介護状態になるケースが見られるところです。

こうした中で、今後地域包括ケアシステムの構築を図っていく上でも、高齢者が生活しやすい住まいを整備していくことがますます重要になるものと考えております。健康福祉部としましては、高齢者の転倒防止のため、引き続き健康づくりや介護予防に取り組むとともに、土木部と連携しましてバリアフリー化など、高齢者の身体機能に配慮した住まいの整備を促進し、高齢者が可能な限り住みなれた自宅、地域で自立した生活ができるような環境づくりを進めていきたいと考えております。

こうした観点から、今後も引き続き住まいのバリアフリー化を支援する事業が実施されることになれば、健康福祉部としても住民の相談窓口であります市町村の地域包括支援センターやケアマネジャー等に対しまして、当該事業のPRをしっかりと行ってまいります。

▼○議長（五百川純寿）▽ 石黒農林水産部長。

〔石黒農林水産部長登壇〕

▼○農林水産部長（石黒裕規）▽ 私からは、6次産業化についてお答えいたします。

まず、6次産業化の取り組みの状況等についてお尋ねがございました。

国が進める6次産業化関連の各種支援策につきましては、いわゆる6次産業化法に基づき事業計画の認定を受けた経営体を対象として支援を行う仕組みとなっております。これは平成23年度から始まったものでございます。現在のところ、県内におきましては事業計画が認定された経営体数は10の経営体にとどまっております。

一方で、県では国の対策の前から県独自の事業も活用して、6次産業化の取り組みを支援してきたところでございまして、県内各地でさまざまな取り組みが展開されております。しかしながら、こうした取り組みの多くでは、餅や漬物などの商品の加工度が低いものであったり、販路も直売所を中心とした近隣に限られるなど、生産者主体の小規模なものにとどまっております。そのため、今後は各地域で芽生え始めたこうした取り組みが、国の支援を受けられる程度になるまでレベルアップをさせていくことが課題であるというふうに認識をしております。

次に、6次産業化に向けての基本方針を定めて取り組みを行うべきという御質問がございました。

今申し上げた現在の課題でございます小規模の取

り組みのレベルアップ、このためには、農林漁業者はもとより商工業者、さらには市町村、関係団体などの幅広い分野の関係者が一体となって戦略的、組織的に取り組むことが大切だというふうに考えております。このため、今後の展開に当たりましては、これらの関係者が共通認識を持って6次産業化に取り組めるよう、議員御指摘のような基本方針といったものを定めることについて、検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、来年度の支援策についてお答えいたします。

国の支援事業につきましては、平成26年度の予算の概算要求では、今年度に比べ約8億円増の約30億円というふうになっておりまして、県といたしましてもこの事業を有効に活用していく考えでございます。

一方で、本県の6次産業化の推進に向けた課題は、先ほども申し上げましたとおり、国の事業計画の認定に届かない小規模な取り組みが多いということをございまして、今後早急に国の事業計画の認定になるレベルまで引き上げていくことが必要だというふうに考えております。このため、現在来年度に向かまして県としての新たな支援策、支援体制について、関係部局と連携しながら検討しているところでございます。以上でございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 中島議員。

〔中島謙二議員登壇〕

▼○中島謙二議員▽ 島根原発の2号機の確認申請の件に関してですけども、知事おっしゃったように、具体的な手続は丁寧に2段階でやっていくというのはわかりました。私は、だけどこの内で申し上げたように、22日の説明会にそういういろんな安全対策をしているという、まずそういう段階での知事のまず判断がスタートにないといけないと思うんです。その段階で知事は今の安全対策等々どう考えておられるのか、まずそれが出発点で次の段階に行かなくちゃあ、関係市のいろんな意見を聞いても前へ進まないと思うんです。それで、そのためにはもちろん説明も必要だけども、もちろん現地に行って、議会も当然現地に行くわけですから、知事も現地に行って安全対策を自分の目で見て、そしてそのときの判断をまた次のステップへつなげていくいうことが必要ではないかと思うんですけども、その点についてお伺いしたいと思います。

▼○議長（五百川純寿）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 安全対策を国の指示によって中国電力を始め各電力会社やつてきているわけです。それに対しまして、やはり審査をして安全かどうかを最終的に決めるのは規制委員会でありますから、私どものほうはどういうことが行われておるかということをしっかりと把握をするということが一番大事なことだと思います。我々のほうで安全だとか、それはできません。しかし、どういう点を、例えば国の規制委員会に対してこういうところをよく見てくださいよとか、そういう注文は当然出てくるんだろうと思います、いろんなところから。そういうものをやはり中国電力に、というよりも国によく伝えなければならぬんではないかというふうに思います。

そういう意味で、どういう安全対策を講じておるかとか、あるいはいろんな方が規制委員会の、例えば規制基準について、こういう点は大丈夫なのかとか、いろんな指摘もありますね。県としてはそういうものを、我々は知識を十分持っているわけではありませんから、そこは安全顧問に我々としても意見を聞くということを考えているわけです。

そういうことでございまして、もちろん私も現場を見たりするのはやりますけども、それで私が安全であるとかというようなことはとてもできませんね。そこはやはり国は中立的な専門家の機関として規制委員会をつくったわけですから、規制委員会が最終的に申請が出て審査をして、それで規制委員会としての見解を示される、それが2段階目になって、その段階でやはり今度は規制委員会に対してどういうことをしたんですかとか、どういうところが問題だったのかとか、そういう見解をやっぱりよく聞いた上で、それも専門家の意見を我々も聞いたり、あるいは県民の方々の意見を聞いたり、周辺市の方々を聞いて、2段階が実際の安全性についての最終段階になるというふうに考えているわけあります。